

議 会 運 営 委 員 会 書 記 録

令和 7 年(2025年) 8 月 2 5 日(月)

◎ 出 席 者

◇委員長 竹 内 栄 治

副委員長 小 林 豊代子

委 員 藤 部 徳 治、小 林 成 好、小 口 高 寛、野 口 高 明

島 田 玲 子、山 田 大 助、山 田 裕 子、白 川 秀 嗣

松 島 孝 夫

◇議 長 畑 谷 茂

◇委員外議員 菊 地 貴 光 副議長

◇傍聴議員 大 田 ちひろ

◇事務局 松村局長、藤浪課長、倉田主幹、東條主幹、高橋主幹、村田主幹
鈴木主任

○ 開 会 前 (9 : 2 9)

※ このあと代表者会等が控えているため、1 0 時 4 5 分を目途に協議を進めることに
ついて了承された。

○ 開 会 (9 : 2 9)

◇ 議長あいさつ及び諮問

- ・ 8 月 2 5 日付で、工藤委員より議会運営委員の辞任願いが提出され、同日付で許可
した旨の報告
- ・ 立憲民主党越谷市議団の行政調査について、派遣日程の変更を許可した旨の報告
- ・ 第 5 次総合振興計画後期基本計画調査特別委員長から申出のあった第 3 回会議に係
る質疑項目一覧表の配布を許可した旨の報告
- ・ 付議事件の委員会付託について
- ・ 議会運営委員の選出について
- ・ 第 5 次総合振興計画後期基本計画調査特別委員会における閉会中の継続審査案件の
取扱い等について

○ 諸般の報告

◇ 付議事件について《課長報告》

市長から提出された議案は、専決処分議案 1 件、一般議案 7 件、補正予算議案 9 件、決算認定議案 10 件の合計 27 件である。

◇ 議案説明会について《課長報告》

議案説明会は、議員会終了後に第 1 委員会室を会場に行い、説明時間については概ね 35 分と伺っている。

○ 議 事

◇ 議会運営委員の会派割振りについて《課長説明》

議会運営委員の選任については、先例により、あらかじめ議会運営委員会で各会派への割振りを協議したうえで、委員会条例に基づき、議長が指名することとなる。今回は会派の割振りに変更がないことから、後任委員は、日本共産党越谷市議団から選出いただくことになる。

具体的な流れだが、取扱いについてご決定いただいた後、一旦場内休憩を取り、その間に議長から新たな委員の指名を行い、その後、入場・着席後に再開し、議長から指名の報告をいただき、次の議事へと進めていきたいと考えている。なお、本会議の諸般の報告で、議会運営委員の辞任及び後任委員選任の報告を行うこととなる。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

○ 休 憩（9：33）→ 議長による議会運営委員の選任

○ 開 議（9：34）

※ 議長からの指名により、議会運営委員に山田大助議員が選任された。

◇ 第 5 次総合振興計画後期基本計画調査特別委員会における閉会中の継続審査案件及び閉会中の特定事件の付託について《課長説明》

先例により、閉会中の継続審査案件は、次の定例会の第 1 日の会議において議題とする例となっていることから、会期の決定後に議題とし、特別委員長から閉会中に開催した会議の概要について報告いただき、委員長報告に対する質疑を行う。また、委員長から議長に申出のあった 9 月定例会後の閉会中の継続審査案件の付託の申出については、通常最終日に行っている議会運営委員会の付託の申出と併せて取り扱うことを考えている。なお、特別委員長より併せて申し出があった質疑事項一覧については、予算決算常任委員会の質疑事項一覧表の配付と同様に、あらかじめラインワークスで送信する。

◇ 行政調査に係る議員の派遣の変更について《課長説明》

令和 7 年 6 月定例会において議決された議員派遣のうち、7 月 29 日から 31 日に予定されていた立憲民主党越谷市議団 3 名の行政調査において、7 月 30 日に発令された津波警報等の影響により、当日予定されていた岩沼市における行政調査は、実施するこ

とができなかった。6月定例会においては、議員派遣について議決いただくとともに、災害等により予定していた調査が実施できないなど、やむを得ず変更等が生じた場合には、議長に一任いただく取扱いとしている。なお、今回の変更については、定例会初日の諸般の報告の中で報告する。

◇ 会期予定について《課長説明》

- ・ 「令和7年9月定例会・会期予定（案）」に沿った説明。

○ 休 憩（9：41）→ 一般質問予定人数を各会派より確認。

○ 開 議（9：42）

※ 会期予定について、委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり会期は9月1日から9月25日までの25日間に決定された。

◇ 付議事件の委員会付託について《課長説明》

- ・ 「令和7年9月定例会・付議事件の委員会付託（案）」に沿った説明。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

◇ 常任委員会の日程について《課長説明》

- ・ 「令和7年9月定例会・委員会日程表（案）」に沿った説明。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

◇ 9月定例会における予算決算常任委員会の運営方法について《課長説明》

- ・ 「審査方法（案）・審査順（案）・分科会審査予定表（案）」に沿った説明。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり了承された。

◇ 一般質問の発言順の取扱いについて

★委 員 長 お手元の「各会派からの提案事項」の下段をご覧ください。本件については、前回説明させていただいたとおり、議会運営委員会申合せ事項において「質問発言の順序は、抽選による」、「質問の発言通告期限は、毎定例会初日の議事終了後から1時間以内とする」と規定されているほか、平成20年3月の議会運営委員会において「初日の議事終了後、ただちに抽選を行う」ことが決定されており、この内容に基づいて運用してきている。今後の取扱いについて各会派に持ち帰っていただいていたが、何かご意見等はあるか。

☆野口高明委員 議事終了後、抽選後に通告をすることは可能だと前回ご答弁いただいていると思うが、もう一度確認したい。

★課 長 通告予定の方にお集まりをいただいて抽選をあらかじめ行い、その後、抽選終了後に追加で通告という事例はこれまでなかったが、あくまで抽

選をするしないによって、発言が制限されるものではないと理解をしているので、抽選をしなかったから質問ができないことはないと考えている。

☆野口高明委員 あくまでも抽選というのは、先に質問したい方がいらっしゃって、スタートしたという経緯があったと先輩議員から聞いている。そういった経緯を踏まえると、「質問発言の順序は、抽選による」と明文化されているが、今の課長の説明のとおり抽選後に通告をすることを妨げるものではないということであれば、そのままでもよいのではないかと考えている。それに関して皆さんの意見を伺いたい。

☆山田大助委員 基本的には一般質問の予定の人数が一応出ているので、そこから抽選のときに例えば日本共産党越谷市議団が元々 3 人と予定していたが、やっぱりいいですよと言ったり、あるいは立憲民主党越谷市議団が 1 人と言っていたが、2 人ですよと言ってその場に来ることは当然あり得ると思う。その上で、立憲民主党越谷市議団が 2 人で抽選したが、やっぱり 1 人辞めますと最終的になるとか、うちが 2 人で抽選したが、抽選後にやっぱり元通りの 3 人でやりたいと出てくるみたいな増減は、抽選後に一番最後の順番にくっつけるようなことでよいと思っている。しかし例えば、こしがや無所属の会が 3 人と言っていたのが、誰も抽選には来なくて抽選は終わりました。3 人がその後、続けて通告を出して、最後に 3 人固まっていますみたいなことは、この申合わせ事項や平成 20 年 3 月の議会運営委員会の決定事項などからすると、望ましくないのではないかと私は受け止めている。

☆藤部委員 「初日の議事終了後、ただちに抽選を行う」ことが決定されているということであったが、これが明文化されてなかったということが問題ではないかと思っている。答えは私達もまだ出ておらず、ここで協議をして決めなければいけないと思うが、公明党越谷市議団としては会議規則にこの明文化をした方がよいのではないかという、実際に明文化されていなかったことが問題なのではないかということを意見として述べさせていただく。

☆島田委員 公明党越谷市議団の意見と似ている部分もあるが、明文化することが一番よいのではないか。

☆山田裕子委員 文章によると思うが、明文化をしてもいいと考える。6 月議会するとき

はNEXT越谷が抽選に参加するかどうか分らず、抽選する人が帰るのが遅くなったということだけであったので、例えば抽選の前に何人参加するのかを事務局に各会派に確認をしていただくとか、そういうことがあれば今のままでも良い。抽選されない方も発言を妨げられないというのであれば、その方は発言順を後ろに回していくという運用でも解決できるのかと思う。

☆小口委員 今までどおり行っている抽選で、ということで意見がまとまった。

☆小林成好委員 6月定例会で行ったとおり、抽選人数をある程度決めて抽選し、その後通告が出る、出ないが出てくるのであれば、先例に従ってということではよろしいのではないかと思います。

☆白川委員 6月議会は相当異例の事態だったが、基本的には抽選に来るか、来ないかというのは、あの時間帯が大変だったが通常の状態では連携が取ればいけると思う。文章にすると、この場合どうすると細かく書かないといけない気がするため、私は運用上、十分委員長や副委員長の裁量でできていると思っている。ただ、そう考える方はいないとは思いますが、山田大助委員がおっしゃるように意図的に来なくて会派でまとまって、例えば3人まとまって順番でやります、波状的にやりたいという場合は考えられるので、基本的には正副委員長の裁量と事務局との連携でできると考える。

☆野口高明委員 6月に関しては、NEXT越谷の方では一般質問をやるかやらないかという議論が生まれ、抽選に参加できなかったということは以前松島委員の方からも伝えさせていただいたかと思う。そもそもだが、抽選は必要か。

★委員長 その議論をするのであれば、新しく提案していただきたい。申合わせ事項できちんと明文化されているので、それをここで必要かどうかということを経験したら、また時間がかかってしまう。NEXT越谷としてはこうしたいということを皆さんに提案していただければ一番ありがたい。

☆野口高明委員 まず、この「質問の発言通告期限は、毎定例会初日の議事終了後から1時間以内とする」ということと、「質問発言の順序は、抽選による」ということが両方明文化されているかと思うが、要はこの間のようにお待たせをしてしまうような形が出てしまうので、いわゆる議事終了後か

ら提出した方から発言順という形であれば、抽選を待つこともなくなる。今回のことに関して言うと、その部分は関連するところかと思うので、そもそも抽選の必要性があるのかなのかというところでNEXT越谷としては結論が出ている。

☆山田大助委員 お考え自体はわからなくもないが、現時点では「抽選による」と明文化されているわけである。今後、抽選をするかしないかを引続き協議すること自体を否定はしないが、一般質問をするかしないかというところが分からなくても、今回でいえばNEXT越谷は7人の予定ですということであるので、抽選した上でやっぱりやめますというのは可能なわけであるから、とりあえず7人抽選には参加していただく。現時点のルールの中ではそういう対応をしていただきながら、協議をするという方向にさせていただけるとありがたい。

☆白川委員 NEXT越谷も経緯はよくご存じだと思うが、昔は1番に通告を誰が持っていくか、特に新人の方は最初にやりたいみたいなのがあり、それこそ事務局が大変だから公平にやったほうがいいと抽選が始まった。最初に質問したいとか、1日目に質問したいということを思っている方がおられると、やはりどうしても先に通告を持っていくことがあると思う。だから抽選自体をどうするかというのは、改めて議論したらいいという意見を受けて、NEXT越谷の意見を聞かせてもらいたい。

☆野口高明委員 以前の一般質問は一問一答ではなく、一括答弁だったという経緯があり、先に質問をされた方の質問に対して次の方の通告にはもう答弁が出てしまっているという形になってしまうので、先にというような話があったと伺っている。例えば一般質問をやるかやらないか分からないときの受付に関して、先ほどのお話だと、抽選で決まった順番の後ろに受付順で並べていいのではないかというご意見もあったかと思う。

☆松島委員 そもそも、前回の6月定例会の際は、抽選が終わってから1時間以内に通告をすれば、一般質問ができるという認識でNEXT越谷はいた。抽選をして発言の順番を決めた後に、一般質問通告があれば、その後に受付順で処理すればいいのではないかという意見で、抽選しないと一般質問ができるのかできないのかも含めて少しゴタゴタした経緯があった。抽選が終わった後に通告した場合の扱いをどうするか決まれば、一番いいのかなと考える。私達の主張どおり、抽選後に提出した場合、その後

に受付順という形でできるのかどうかという了承をいただきたい。

★委 員 長 今松島委員のご説明を伺ったところ、抽選について否定はしない中で、抽選を行った後、例えば1時間以内に通告が提出された場合に、もう抽選を行ったから駄目だということではなく、その後に順番として繋げてもらうことが可能であれば、そのように変えていただきたいということであるが、いかがか。あくまでも、1時間以内に抽選しなかった方が追加で出てきた場合である。

☆松島委員 例えば15人が抽選するとして、抽選が終わった後に出した場合は、次の16番目という形で順番に受け付けていくという解釈である。

★委 員 長 ただ、それが例えば7人質問するつもりだが、結局はするか分かりませんということで、抽選が終わった後に7人通告すると言ったら、それはやはりどうかと思う。そういうことも少し懸念しているわけである。

☆松島委員 その懸念もあるが、私自身は続けて質問してもバラバラでも、特に問題はないのかと思う。具体的に続けて質問するとどこが問題なのかと、若干思ってしまう。

★委 員 長 先ほど言ったように、同じような質問が重なるときがあり、質問の順番によっては、最初に質問した人の答弁と角度を変えて質問しても、同じような答弁になる可能性があることを排除するために、抽選で決めれば公平という話だと思う。それが過去のとにかく一番を取りたいという争奪戦を何とか緩和するために抽選という話になったと考える。

☆松島委員 先ほど白川委員が言われた、3人まとめて通告を出して3人続けて質問するのが少し駄目みたいな風潮があるが、私はそれはそれで別に問題ないかなと思っている。3人続けてやろうがバラバラであろうが、答弁は同じであろうし、順番の前後で続けてやる、やらないによって内容は変わらないのかなと考える。

☆白川委員 先ほど言ったように、政治的意図があつてわざと通告を出さずに、7人順番で市長に対して、執行部に対して質問するという考え方もあると思うので、別に駄目とは思わないが意図的じゃないということが前提である。通告を出す予定と議会運営委員会で言っていたが、何らかの理由で通告に行けない場合もある。ただ、NEXT越谷が一番人数が多く先程も7名全員質問をやる予定とおっしゃっており、7名全員後ろの順番で質問したときに、1日目から3日目までずっと答弁を聞いて、それで

練り直してきちんとやりますということになってもいいと思う。それから先ほど野口高明委員がおっしゃったように、基本的に一問一答というのは、その答弁に対して質問するのであって、それは一括答弁も一括質問も形式上同じだと思う。だから、私は別にそのように市長、執行部に対して一つのテーマあるいは二つのテーマで答弁に対してどう思いますか、と詰めるということが会派の意思ですとなれば、先程も言ったようにやってはいけないとは全く思わない。

★委員長 結局7人全員来なくて最後に7人固まったら、それはどうしても意図的だと思われてしまうのではないだろうか。

☆白川委員 一般的にはそう思うので、最大会派として全体の運営に協力していただく形でやられることは大丈夫であると思う。

☆松島委員 続けて質問することが悪いような論調であったので、続けてやりたければ続けてやるのも一つの手だろうし、バラバラでもやるのも手だと思う。質問順を抽選というのが、初めに質問したい人が駆け込んだということから始まったものであり、当然一番に聞きたい人もいらっしゃると思う。一番にやりたい方はやっていただいて、抽選後に受け付けた場合は、その後に順番にできるようにしてさえいただければ、明文化する必要もないかと思う。それが抽選しないと質問できる、できないという話があったので、もしできないのであれば明文化する必要があるということで、今回の問題を持ってきている。

★副委員長 事務局に伺いたいのが、例えばNEXT越谷が7名質問したいということで、質問をするか、しないかが決まる、決まらない状態でも皆さんと同じように最初にまず抽選をしていただく。それでその後実は6人になりました、5人になりましたというのは何か問題があるか。もしそれが可能であれば、これまでどおり皆さん最初に抽選をされたので、NEXT越谷の皆さんが、全員でまず抽選に参加していただけるとありがたいと思ったが、教えていただきたい。

★課 長 抽選を行った後に質問自体を取り下げるとは十分考えられるかと思う。通告を出した後に抽選をしたが、やはり通告をしなかったという事例はおそらくないと思うが、皆さんのご了承をいただければ、質問順に間が空くので前にずらしますよということは事務的に特段問題ないかと考える。

★委 員 長 今お話をしていただいた、抽選を全員した場合に抜けるのは問題ない
と考える。抽選が終わった後に追加で質問したいと、1 時間以内に申し
出た部分についてどうするかということで、認めるという話であれば、
この場ですぐ決まると思う。追加でという部分はあくまでも熟慮した結
果、やっぱりやりますと理解した上で、抽選後、通告期限以内に申し出
たものについては順番に応じて受け付けるという形にするかどうかとい
う部分である。

☆白川委員 1 週間後には 9 月議会が始まるが、皆さんのご意見はそれほど相違が
ないので一旦 9 月議会でやってみる。それでどうしても不足が起これと
か、あるいは改善しなければならぬとなれば、その次の 1 2 月議会で
改善していくということにする。今いくら話し合っても平行線になって
しまう。

★委 員 長 9 月議会はこの規定のままやらせていただくということで、抽選に参
加しなかった議員は一般質問ができないということではなく、抽選に参加
しなかったが一般質問をやりたいということで、一時間以内の提出時間
の中であれば抽選で決まった順番の後ろに加えるという形でとりあえず
9 月議会は運用をする。それでいろいろこんな問題があるよというこ
とであれば、次回またそのときにということではいかがか。

☆島田委員 反対ではないが、できる限りこの形で今回は努力していただいて、皆
さんと足並みを揃えていただければと思う。

☆松島委員 その発言がまるで後で受け付ける人が悪いような形になってしまう
ので、問題だと考える。

☆島田委員 できる限り努力をしてみて、そうしなければこの次から協議をして
という形である。

☆白川委員 一般質問は 3 2 名全員の権利なので、会派制であろうとそこを侵食し
てはいけないというのは大前提である。今言ったのはルールの話なので、
先程言ったように、1 日目どうしてもやりたいという人が抽選で一番を
取りたいということもあれば、全部終わって最後に総括的な質疑をやり
たいんだという方もいるので、その内容とか権限は最低限保障しないと
いけない。委員長がまとめたところでそうおっしゃると、どうしても何
か後から出すのがまずいのかなというふうになるので、松島委員はおっ
しゃっていると思う。

☆島田委員 私は今この決まりの中で、今回はなるべく努力してやっていただければよいのかなと思ったので、そうってしまった場合に反対するものではない。

☆松島委員 今言っているのは、抽選をしないと一般質問できるかできないか、から始まった問題である。抽選に参加しなくても1時間以内に通告すればいいのではないかと、順番どうするんだということであれば、抽選の後から追加すればいいのではないかとという話である。

一般質問をするのに抽選するのが望ましいなんてやられてしまうと、抽選後に通告書を提出するのがまるでいけないみたいな話に捉えられるので、そのあたりは個人の裁量采配によって決める、明文化しなくてもそういう認識でよいのではないですかという意味合いである。

★委員長 今回これでやらせていただくというのは、規則は従来どおり一切変わっていない。ただ、熟慮の末に抽選後にどうしてもやりたいんだということで追加になった場合は、やっぱりそれを権利として生かす。次の順番でやってもらいましょうということで、原理原則は変わっていない。そのようにやらせていただくということで、よろしいか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

◇ 議会活性化等について

1 議会のICT活用について

・ タブレット端末の活用について

★委員長 議会のICT活用の件についてのうち、タブレット端末等の活用について、課題等論点の整理にあたり、事務局にたたき台を作成させることになっていたもので、まずは事務局から説明させる。

★課長 まず、お手元の資料9の「タブレット端末等の活用について」だが、使用基準(案)を作成するにあたり、これまでの協議を踏まえ、活用方法や課題等について整理したものとなる。1では目的について、2の活用方法(案)については、オンライン会議をはじめとした会議における活用や、会議以外での活用等具体的に示しており、次のページに今後整理していくべき課題について示している。3のタブレット端末等、使用システムの選定については、使用方法に合わせて検討する必要があるが、今後必要に応じてデモンストレーションを実施することもある。4の運用ルールについては、現在ある「越谷市議会パソコン等及びグルー

プウェア使用基準」を改正する形で考えており、この後説明をする。 5の導入時期については、予算要求や電算要望等、事前に執行部との調整も必要となるので、導入時期を踏まえて今後検討していく必要があると考えている。次に、資料10の「越谷市議会タブレット端末等及びグループウェア使用基準(改正案)」をご覧いただきたい。他市議会の規定等を参考にさせていただき、タブレット端末等を導入した場合を前提にしている。新たに追加した内容として、第4条「タブレット端末等の貸与」、第5条「タブレット端末等の管理等」、第6条「使用上の禁止事項」を規定しており、第4条第2項において、庁舎外に持ち出すことができると規定している。次に、第7条は、「会議中における禁止事項」となるが、会議中の通信機能の取扱いについて規定するとともに、第3号において、電子メールの送信、チャット機能の利用、ソーシャルメディアへの投稿等については禁止するものである。次に、第9条「タブレット端末等以外の端末の使用」については、貸与された端末以外に、個人で所有する端末の使用も認める規定となる。次に、第12条「遵守事項」については、第1号に「議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけることとする」、第3号に「個人情報並びに議会及び市においては公開されていない情報を外部に漏らしてはならない」規定を追加しているほか、文言の整理等を行っている。

☆白川委員 使用基準の方で、線を引っ張っているところが重要だと思うが、全部大事だと言われるともう時間がないので、こんなところでこんなことがあって、ここはこういうふうにとまとめたという経緯が分かれば教えていただきたい。

★課長 こちらは「越谷市議会パソコン等及びグループウェア使用基準」をベースに作成したものであるが、そこから改正した部分にアンダーラインを引かせていただいている。これまでタブレット端末等の貸与というのが想定されていなかったもので、他の市議会等の既に想定されている規定等を参考にし、必要とされるような項目をいろいろ追加させていただいている。基本的に全部がポイントの部分であるが、あくまでたたき台ということで、議論を進めていく上でベースとなるものがないと、なかなか議論が進展しないこともあるため、いろいろ詰め込ませていただいた。皆さんの議論の中で、これは必要ないのではないか、逆にここはこ

うすべきではないかというところがあれば柔軟に改正していくべきだというふうに考えている。

☆野口高明委員

今のタブレットは位置情報が当たり前に取れるものであり、位置情報があれば管理はしやすくなるし、紛失したときは紛失モード等々で、どこで最後に位置情報が消えたかということで回収する余地があったりする。そういったことが一切このグループウェア使用基準になく、管理をする上でも使う側としても、位置情報によって適切に管理できているかどうかというところが必要ではないか。

もう一点は、市役所の中の執行部の方もそうだと思うが、使用端末に端末管理ソフトウェアがあり、どういった内容のやりとりをしたかというログが取れるような仕組みで現在端末等々の管理をされているかと思う。そういった規定というのが、そもそもスタートからないかなというところがあるが、そういったことを盛り込まなかった理由等があればお聞かせいただきたい。

★課長

位置情報については、先ほど来、お話しているとおり、他の市議会等のあらかじめ規定されているものを参考にした際に、そういった規定がなかったというところもあり、これについては参考にさせていただきたいと思う。

使用端末のログについて、考え方の一つだが、遵守事項の中で「議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるとする」、細かなものを載せずこの1文で全てを集結させている議会も実はある。必要に応じてログを確認できるようにするというのは、当然必要なソフトも入れる必要もあり、それにかかった費用も増大していくことも想定されるので、どこまでやる必要があるのか、そこも含めて今後の議論の材料にさせていただきたいと事務局の方では考えている。

☆野口高明委員

端末管理ソフト等々というのは、いわゆる市民から預かった税金をもとに購入する以上、端末がどういったものに使われているかということを確認するために入れているのが恐らく通例であり、ソフトを入れるにはかなりの費用負担というのが当然かかる。そういったものの予算等々がいくらかかるか含めて検討するとなると、まだこれだと決め手に欠ける状況であるというところである。幾らぐらい予算が必要なのか、端末は何を使うのか、いろいろそういった条件が必要だと思うので、もう少

し提示をしていただきたい。

★委員 長 事務局でたたき台を作るという話で作成してもらい、これをもとに今NEXT越谷が指摘された部分、今後こういう形でこのぐらいの費用がかかるが、これはやっぱり導入すべきだということも含めて、検討していただきたいと考える。

☆白川委員 事務局がおっしゃったとおり、全部包含されていると、今聞いてそう思うが、先程私が言ったのは、事務局として検討している課題があり、ここは懸念があったがこういうふうクリアできたとか、たたき台を作成するに至った考え方とか材料とかいうものを出せる範囲で出してもらいたい。会派に持ち帰って検討するときに、ここはこうなんだ、ここはこういうふうクリアしたと分かるし、ここはクリアできないのでこういう表現だと分かるので、できる範囲で構わない。

★委員 長 いろいろな議会を参考にしながら作ったと思うので、今NEXT越谷が言われたとおり、こういう部分を踏み込んで検討してもらいたいという具体的な話があれば少し違うのかなと、その辺をアドバイスしていただければありがたい。

☆松島委員 事務局の方でたたき台という形で使用基準を作っていたが、中身を確認すると、一番の懸念事項というのは私共が言っているとおり、議会費で購入したものを私用で使う判断基準がどうかというのが多分一番だと考える。議事に関係ないものには使用しないという形になってしまっているので、このあたりが問題なのかなと思った。やはり、たたき台を作る上で、私用で使うか使わないかをしっかり判断して明記する方法というのは、性善説に基づいて使わないとか、私用で使うなら使うとかそういうふうにするしかないのかなと思う。他市の議会の例では、このあたりの明記はどうなっているか。

★課 長 今松島委員がお話されていた部分は、やはり一番他の議会でも議論されてきている部分なのかなというふうに考える。ただ一方で、ここまでが私的な部分、ここからが議員としての活動の部分という線引きがかなり難しいというのは多分ご理解いただけるかと思う。先ほども少しお話したが、既にタブレット端末を公費で購入して各議員に貸与している議会にお話を聞くと、あえて基準を設けてない。その理由というのが、1文として入れてある、議員の良識ある使用を心がけ、各議員の良識に基

づき使用すること、そういった一文で返してしまっている。仮に何かあった場合には、各議員個人の責任、ただ一方で当然議員個人の責任とは言いつつ、議会全体の責任というのを問われる場合もあるため、やはり基準を定めていくべきだろうと事務局としても考えているが、なかなか線を引くのは正直難しいと考える。

先程の話に戻るが、一度たたき台をベースに各委員の皆さんで議論を尽くしていただいて、よりよいものを仕上げていただきたいと考えている。当然、必要な情報等、事務局の方でも提供していきたいと思うので、そちらについては要望いただければと考えている。

☆白川委員 以前、行政視察に行った北九州市は、タブレット端末を全部貸与した上に、政務活動費の支払いはないという話で、私的なところと公的なところの選別は皆さんの良識だとおっしゃっていたので、おそらくその線引きは相当難しいと思う。だから、その線引きをどうするかと言うならば、その基準を考えないといけない。実際、端末を使う本人が私的に絶対に使いませんということになったら別だが、使わざるを得ないと思う。私的な公的なかをどこで分けるかというのもあるので、私の会派も持ち帰って議論したい。

☆松島委員 私たちも明文化が難しいと思っていて、(旧)越谷刷新クラブのときも言っているように、私的に使えるようなものを全額公費で買うことに市民の理解が得られないので、政務活動費でやっているように按分にするといった形が望ましいのではないかという発言をしていた。やはり、100%公費で買う以上、私的に使うことが制限できないのであれば、私は市民の理解が得られないのではないかと考えるので、そのあたりも含めて皆さんまた検討いただければと思う。

☆山田大助委員 私的利用の部分は、今ほど事務局からもあったとおり、皆さんも多分似たような認識だろうと思うが、人によっては公的なつもりで使っていても、他の人から見ればそれは私的なんじゃないのと言われるような部分もおそらく出てくる。明らかに誰が見ても駄目であろうものの指定はできると思うので、そういう取り組み方も含めて市民に誤解を与えないようなルールにしていくということで、今日のところは持ち帰ることにさせていただければと思う。

★委員長 たたき台が出ているのでこういった部分を含めて持ち帰っていただく。

税金を使って公費で購入する以上は、どこまで規定を設けるのかということが一番重要なことであり、市民に対して説明できないようであれば導入しないという最終結論になってしまう。導入することは皆さん合意の上になっているため、こういう規定は明文化すべきだと、しっかり会派で検討していただきたい。もう9月になってしまうので、予算要望から言うと今年度は厳しい状況ではあるが、逆に十分に議論していただいて、導入する方向でご検討いただきたい。本項目については各会派内容を持ち帰り、次回以降に改めて協議したいと思うが、いかがか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

2 新たな提案について

・ 3月定例会における一般質問と代表質問の選択制の実施について

★委員 長 前期からの協議経過を踏まえたうえで、選択制の導入について皆さんのご意見を伺っていききたい。

☆藤部委員 3月定例会における一般質問と代表質問の選択制の実施について、過去の経緯を無視するわけではないが、(旧)越谷刷新クラブからNEXT越谷と構成人数も変わったので、新たに具体的に提案をしていただきたいと思っている。前回の資料でもあるが懸案事項として、質問人数、質問の時間の制限の検討、会期日程の調整の必要性、公平性の担保、選択制にした場合に市民サイドから見てわかりにくくなるのではないかという懸案事項が出ていた。そのことについて説明をいただきたい。

☆島田委員 選択制については考えておらず、一般質問のみにするという考えである。

☆白川委員 これは1年半以上議論しており、NEXT越谷も最初の提案から皆さんの意見を聞いて修正をして、選択制はどうですかという話になっている。代表質問の性格と一般質問の性格が違うとか、一般質問の権利は全員にあるから一般質問をやるべきだ、と意見の一致が見られなかった。公明党越谷市議団のもう少し具体的にというのは何となく分かるが、NEXT越谷に戻すと議論が先に進まない。いろいろ議論があってNEXT越谷はどちらか選択するという提案をされており、基本的に私の会派は元々最終的にそうなったときには賛成をすると意見を持っている。

☆小口委員 立憲民主党越谷市議団としては、前回と同じように代表質問に加えて一般質問とした方が良いが、一般質問を追加できない場合は現行どおり、

代表質問のみの実施がよく、代表質問を一般質問に変更することは疑問がある。ただ、それでも行いたい人がいるならば、良いのではないかという意見があった。また、選択制については、メリット、時間割によって考えていきたい。

☆山田大助委員 先ほどの公明党越谷市議団や立憲民主党越谷市議団と同じく、選択制にした場合のいろいろな課題についてNEXT越谷がどのように考えているのか、そのメリット等についてももう少し具体的にお聞かせいただいて、さらに検討をしたいと考えている。

☆山田裕子委員 前回までは、代表質問に加えて一般質問を、会期延長を含めて検討できないかと言っていたが、なかなか検討事項が多いということもあり、選択制で良いのではないかと会派の中ではまとまった。

☆小林成好委員 一般質問はぜひやるべきだと思う。選択制というところでいくと、課題を整理して導入できるのであれば選択制でも構わないと思っている。

★委員 長 今、ご提案いただいたNEXT越谷を除いて、皆さんにお聞きしたが、基本は選択制という中で、もう少し具体的に詰めた上で導入について検討できるという状況である。自由民主党越谷市議団からは一般質問にするというご提案があったが、この辺も含めてまだ意見が一致されていないという状況ではある。ただ一概に自由民主党越谷市議団のことを否定できないのは、一旦前回で切れて引き継ぎ事項になっていないが新たな提案として今回検討する形で、かつ、NEXT越谷からこの選択制ということではいかかということ、これについてご意見をいただいたわけである。その中で、自由民主党越谷市議団は余地はないということか。

☆島田委員 会派内での会議では、選択制についても賛成ではないという意見であった。

☆白川委員 なぜ選択制ではダメなのか、なぜ代表質問がダメなのか、理由を教えてください。

★委員 長 私の方から聞くので、お待ちいただきたい。自由民主党越谷市議団の一般質問がいいというところについて、今回提案のあった選択制に対しての検討された結果について、ご説明していただきたい。

☆島田委員 前々から自由民主党越谷市議団の方は、代表質問を一般質問にということずっと話をしていた。この一般質問と代表質問の選択制を導入するかということに対しては、どうだからこうだからという話はなかった

が、選択性は必要ないということで、副委員長も話を聞いている。

今回、代表質問について協議をしていきたいという話が出ているので、これに対しては私ども、もう一度会派に持ち帰らせていただきたいと思います。

★委員長 前回の議会運営委員会で提案があり、ご存知のようにずっと議運の中で揉まれてきたわけである。そういう中で、最終的にはこれが皆さんの合意を得られるということもあり、全体的な運用としてNEXT越谷が提案された案についてご検討いただきたいということで、前回、皆さんにご提示した。別にそういうつもりはないが、今、会派の皆さん全員が選択制についてはもう少し状況を詰めた上で、賛成できますよという姿勢でいるため、その辺も含めて全体を勘案しながら、ご検討いただきたい。

☆松島委員 自由民主党越谷市議団に伺いたい。私達が出している案というのが、代表質問をやりたいという会派がある一方、一般質問をやりたいという会派もあり、両方の意見を尊重した折衷案としてこれを出している。自由民主党越谷市議団で分からないのは、全員全部一般質問にした方がいいから選択制に反対と言われたが、この案に同意をしないということは、一般質問すらできずに代表質問になってしまうので、言っていることが矛盾しているなと思う。自由民主党越谷市議団は一般質問に統一したいのであれば、折衷案にして全員一般質問を選べば、一般質問を全員ができることになると思うが、それでなぜ選択制を反対されるか少し理解できない。もう一度お願いしたい。

★委員長 自由民主党越谷市議団の肩を持つ訳ではないが、やっぱり説明できない状況であるという前提があったので、もう一度持ち帰っていただいて、自由民主党越谷市議団に対してあった質問も踏まえた上で検討していただき、次回、結論も含めて見解を提示していただきたいと思います。

★課長 一般質問と代表質問の選択制の考え方であるが、会派単位でうちの会派は代表質問やりますと言った場合は代表質問のみ、一般質問を選択しますという場合は何人やるかは別として一般質問のみ、そのような考え方でよろしいか。

☆松島委員 正にその通りである。代表質問というのは会派を代表してする質問が代表質問だと考えるので、会派で代表質問を選択する場合は一般質問は

できない。一般質問を選択した会派は一般質問したい人がするという
こと。もっと具体的に言うと、もし選択制を行う場合は、先に代表質問を
選択した会派が代表質問を行い、全員終わった後に、次に一般質問に切
り替えれば、特に市民の混乱もない。一般質問と代表質問が混在すると、
一般質問か代表質問か分からなくなると思うが、初日に代表質問から始
めて代表質問が終わったら次に一般質問をするという流れでいけば、特
に問題、課題というのはないのかなと思っている。

★委 員 長 その辺を踏まえてご検討いただきたいというのと、ある程度時間的な
配分もご提示いただきたい。

☆松島委員 その辺りは今までどおり、代表質問は2時間であれば2時間、一般質
問は1時間であれば1時間。そのまま代表質問のルール、一般質問のル
ールで3月定例会に関しては選択制で自由にした方がいいのではないか
という提案である。

一般質問も昔は一括質問一括答弁と言って、1回質問したら一気に答
弁が来た後、このやりとりが3回までというようなものであった。それ
もやっぱり一括質問でやりたい人もいれば、一問一答をやりたい人もい
て、選択制にした経緯があるので、特に選択制ということも悪いことで
もないのかと考える。もちろん今、皆さんご存知のとおり一般質問に関
しては一問一答で統一しており、何事もやってみたらそっちが良かった
ということも多々あるので、ぜひとも選択制に関して一度導入という形
でご理解いただければと思うので、よろしく願いたい。

☆副委員長 選択制というものに関して、実際に中核市でやられているところがあ
るのかないか、事務局に教えてもらいたい。

★課 長 3月議会は、いわゆる予算議会と呼ばれるような部分もあるので、代
表質問をやっているところが非常に多いが、いろいろ調査事項を我々も
目を通していただいている限りでは、選択制というやり方をやってい
るところはおそらくないと思う。ただ、代表質問がどうなのかという話
になると、代表質問をやっている自治体、特に中核市の規模で考えると
大部分がやっているということにはなる。課題もいろいろあるかと思わ
れるし、当然代表質問をやる場合、一般質問ができなくなるというところ
もある。

また、代表質問自体の考え方も各議会によって捉え方が違い、越谷市

議会の場合、市政に対する代表質問という形でやっているが、議案に対する総括質疑というようなやり方でやっている場合もあるし、より具体性を持たせて施政方針に対する代表質問という場合もある。単純に代表質問をやっているかという質問だと、それぞれ各議会によって、捉え方が違うので期待する答えが出てこないこともあるが、代表質問と一般質問、選択制でやっているところがあると言われると、おそろくないと思う。

★委員 長 一致しているところは、ほとんどの方々が選択制ということについて詳細を詰めた上、導入方向で検討したいということになっている。後は、自由民主党越谷市議団に再度持ち帰って検討していただくということで、改めて次回、協議をさせていただきたいと思うが、ご異議ないか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

・ 議会運営委員会の議会中継の実施について

★委員 長 前期からの協議経過を踏まえた上で、録画中継の実施について、皆さんのご意見を伺っていきたい。

☆野口高明委員 N E X T越谷は公開に賛成である。

☆藤部委員 公開することについて少し疑問がある。書記録の閲覧数が2か月で2桁の数字が出ている。また、職員を1人配置することや追加費用40万円がかかるなど労力や費用がかかること。市民が求めているか、公開すべきかどうか、アンケートをして市民に問うた方がいいと考える。公開することに否定はしていないが、市民の皆様の理解が必要かと思っているため、今後調査をするなり経緯を見て進めていければと考える。

☆島田委員 書記録を出せばいいのではないかという意見があったが、皆さんが賛成であれば、自由民主党越谷市議団は賛成で構わない。

☆小口委員 前回と同様で、録画中継の実施を目標としながらも、当面は議会運営委員会諸書記録のアクセス件数の推移を見ながら検討したい。

☆山田大助委員 賛成である。

☆山田裕子委員 公開することに賛成である。市民のアクセス数や市民の声と言っても、こちらから開いていかないことにはなかなか集まらないと思うため、まず録画とかからでもよいので公開に賛成である。

☆小林成好委員 録画公開することは賛成であるが、編集に関する労力がかかるのかなというのは懸念するところである。

★委員 長 録画中継の実施については、皆さん基本的には賛成の方向で検討はできるものの、その中身についてはいろいろ検討の余地があるということである。

☆白川委員 書記録にアクセスがないのは、逆な言い方をすると今のネットの時代で、参議院選挙も含めて活字を見て理解する人は圧倒的に少なくなっているわけである。だから、ライブとか映像を見て、もっときちんと知りたいという人たちがアクセスしてくるわけで、むしろ映像を流さないとアクセス数は上がってこないと思う。他の常任委員会や本会議もそうだが、できるだけ生の様子を出したい。ただ、自由民主党越谷市議団や公明党越谷市議団からご懸念があり、議会運営委員会はいろいろ中断したりすることがあるので誤解を招くとおっしゃったので、どうしても不足があるのであれば録画中継はどうですかとご提案しているので、その旨を含めてご検討いただきたい。

☆小口委員 基本的には公開賛成ということをお願いしたい。

★委員 長 今のアクセス数というところであるが、書記録のアクセス数だけでなく、他の常任委員会も含めてアクセス数がそんなにあるかというところではあるため、持ち帰ってご検討いただきたいと思うが、よろしいか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

・ 正副議長選挙の取扱いについて

★委員 長 まずは、提案された越谷市民ネットワークから補足説明をいただきたい。

☆山田裕子委員 正副議長選挙に関しては、特殊な事情もいろいろあるかと思うので、細かいルールを設定するのは非常に難しいだろうと考える。その上で、近隣の状況がどうかということで、前回正副議長選挙の取扱いについてという資料をお配りさせていただき、今日皆さんお持ちかどうかわからないが、最低限のルールみたいなところで資料の一番右側に熊谷市議会の事例がある。下段のところに、「状況に応じて延長延会等を行っている。延長に関しては申合わせにより 19 時までには議長裁量、19 時以降は議会運営委員会に諮る」という文言が入っているが、何かルールを設けるとしてもこの程度ぐらいではないかと思っている。何か本会議とか常任委員会でも 17 時以降は延長をしたりするが、そういったことと同様に、正副議長選挙の取扱いにおいて、例えば 17 時を目途に一度議長裁量で

検討するとか、あるいは議会運営委員会に諮るとか、そういう文言をどこか申合わせ事項にでも入れていただけると、一旦立ち止まって検討する場面が作れるので良いかなと思った。それを踏まえて、皆様のご意見を伺えればと思う。

★委員長 本件については、議会活性化等の議題とするかも含めて、前回お持ち帰りいただいているため、各会派の協議結果をお伺いしたい。

☆野口高明委員 夜遅く睡眠不足になってまでやるということになると、判断能力等々も低下してしまう時間にもなるため賛成である。

☆藤部委員 正副議長選挙の取扱いについて前回補足説明を受けていないので、会派として協議をしたが、協議事項とするかしないかは越谷市民ネットワークで調査等調べた上でご提案をいただき、具体的に発表していただくことを要望しようかと思っていた。だが、今具体的にお話をいただいているので、会派で持ち帰るような形になると思う。

☆島田委員 私共の方も、NEXT越谷がおっしゃっているようになるべく早い時間で、遅くまでということは体も壊すからということで、賛成の方をお願いしたいと思う。

☆白川委員 正副議長選挙の取扱いで時間のことという限定を、今提案されるならばまずは17時でも19時でも基本的に決めた方がいいということである。ただ、前回の会議でもう少し具体的な話も出たと思うので、越谷市民ネットワークが時間のことで議題を上げたいと思っているのなら、賛成をさせてもらいたいと思う。

☆小口委員 皆様のご意見を伺いながら決めていきたい。

☆山田大助委員 基本的に賛成である。昔よりも若い議員が増えて、子育ての時間があったり、あるいは逆に親の介護があったりということがあるので、夜遅くまでというのはやはりそれぞれの議員にとって相当負担になっていると思う。それこそ17時になったらバッサリ切って、必ず延会するぐらいのところまでやってもいいのではないかというつもりで賛成である。

☆小林成好委員 深夜まで及ぶ事態を防げる仕組みをみんなで同意を図るということで、賛成である。

☆山田裕子委員 私達が一番懸念していたのは、時間が深夜に及ぶということではあるが、先程白川委員がおっしゃったように、正副議長選挙というのは例えば任期とか所信表明とかいろんな面で課題点はあると考える。次、慣

例で申し上げるならば、正副議長選挙があるかもしれないのは2年後、1年後、まだ時間の猶予があるので今上がったご意見も検討するかどうかというところも引き続き検討していけたらと思う。

★委員 長 今皆さんからご意見いただいた中で、時間で切った場合当然延会という話になるわけであり、そうすると議事日程等も含めていろんな変更が必要になってくることも含めて検討をするということによろしいか。

☆山田大助委員 議事日程等に関わるので、この時間ということは議会運営委員会でするのでいいと思うが、例えば今出た所信表明みたいなところは、代表者会の方で話が出ているものだと思う。そこは切り分けて、整理は委員長と事務局におまかせするので、議会運営委員会ですべきもの、代表者会でやるべきものというところで議論をしていただくようお願いしたい。

★委員 長 今代表者会で正副議長選挙の所信表明とかそういった部分について話があったが、これは決定事項でなく、ただ代表者会での単なる申し合わせとか、こうしましょうという今までやってきたものである。所信表明がなくてもその場で立候補することも可能であるし、投票で終わるので結局その場で誰に投票したかによって全然違う。時間と延会については議会運営委員会の中で今後検討する。

☆白川委員 正副議長選挙も議会内ルールであり、なんとなくみんなそれで承認してやっていることなので、正副議長選挙のあり方については議会によっては1回特別委員会でやったりするところもあり、そこはやっぱり議会運営委員会ですべきことだと思う。所信表明の出し方とかあるいは終わった後どうするかというのはやっぱりルールの問題なので、今日どうしようと言っているわけではないが、基本的に代表者会でやるのは無理があると思っている。

★委員 長 代表者会で暗黙の了解の中で決まって運用してきたものなので、実際議長は最初決まったら本来は4年間できる。だから、それは皆さんの申合わせ事項とか、理解の中でこういう進め方をしているわけで、そのやり方について議会運営委員会で決めるのはいかなものかと私は思っている。時間的なルールや延会、議会スケジュールについては議会運営委員会で決めましょう、というのはまず検討すべきことの第1だと思っているので、まず次回までにこの件についてはしっかり各派でご検討

いただくことで、よろしいか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

◇ その他

・ 請負状況の公表について《課長説明》

提出された報告書については、8月1日にホームページに掲載するとともに、図書室に配架している。

・ 政務活動費の収支報告書等の公表について《課長説明》

マスキング等の作業を行い、準備が整い次第、8月中にホームページに公開するとともに、議会図書室においても閲覧できる予定である。

・ 請願提出について《課長説明》

議員に請願提出のご相談があった場合、開会日の9月1日（月）17時までに提出いただけるようご指導、ご協力をお願いしたい。

・ 市政モニターの傍聴について《課長説明》

例年実施されているが、研修の一貫として、市政モニター約20名が本会議を傍聴する。日程は、一般質問3日目の9月9日（火）と4日目の9月10日（水）の2日間に分け、午前中に実施する予定である。

→ その他発言なし

※ 本会議への委員長報告については正副委員長に一任された。

○ 閉 会（11：03）